

農用地利用集積等促進計画

農地 番号	土地の表示				登記 地目	現況 地目	内容	登記面積 (㎡)	取扱面積 (㎡)	地権者が機構に設定する権利					機構が耕作者に設定する権利					借受経営体の 名称	経営体 の区分 (注2)	添付書 類省略 の区分 (注3)	契約の状況			地域計画 の地区	契約 区分 (注4)	備考	
	市町村	大字	字	地番						始期	終期	年数 (年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)	始期	終期	年数 (年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)				新規	更新	付替				
1	大山町	加茂	ヨゴロ	4302	畑	畑	普通畑	12,081.00	12,081.00	R5.10.1	R15.9.30	10	1,550	18,725	R5.10.1	R15.9.30	10	1,550	18,725	西山 友之	①		○					①	
2	大山町	稲光	寺ノ上	945	畑	田	水田	680.00	680.00	R5.10.1	R10.9.30	5	5,000	3,400	R5.10.1	R10.9.30	5	5,000	3,400	エムグリーン株 式会社	⑥	B,C	○					①	
3	大山町	稲光	寺ノ上	946	田	田	水田	2,353.00	2,353.00	R5.10.1	R10.9.30	5	5,000	11,765	R5.10.1	R10.9.30	5	5,000	11,765	エムグリーン株 式会社	⑥	B,C	○					①	
4	大山町	住吉	中池谷西大林	528-40	畑	畑	普通畑	888.00	888.00	R5.10.1	R10.9.30	5			R5.10.1	R10.9.30	5			株式会社 andAgri	①	B,C	○					①	
5	大山町	殿河内	判坂	763-23	原野	畑	普通畑	2,016.00	2,016.00	R5.10.1	R10.9.30	5			R5.10.1	R10.9.30	5			松井 航	①		○					①	
6	大山町	退休寺	中野	83-1	畑	畑	普通畑	2,720.00	2,720.00	R5.10.1	R20.9.30	15			R5.10.1	R20.9.30	15			高見 滋	③		○					①	
7	大山町	退休寺	飛渡西	708-1	田	田	水田	1,624.00	1,624.00	R5.10.1	R20.9.30	15			R5.10.1	R20.9.30	15			高見 滋	③			○				①	
8	大山町	住吉	一里塚ノ上	796-1	畑	畑	普通畑	1,124.00	1,124.00	R5.10.1	R20.9.30	15			R5.10.1	R20.9.30	15			高見 滋	③			○				①	
9	大山町	住吉	一里塚ノ上	797	畑	畑	普通畑	2,068.00	2,068.00	R5.10.1	R20.9.30	15			R5.10.1	R20.9.30	15			高見 滋	③			○				①	
10	大山町	住吉	道ノ前	711	畑	畑	普通畑	1,009.00	1,009.00	R5.10.1	R10.9.30	5			R5.10.1	R10.9.30	5			高見 一史	①			○				①	
11	大山町	御来屋	上平林	203-4	畑	畑	普通畑	578.00	578.00	R5.10.1	R10.9.30	5			R5.10.1	R10.9.30	5			高橋 精	③	A		○				①	
12	大山町	御来屋	上往還端	212-1	畑	畑	普通畑	2,915.00	2,915.00	R5.10.1	R10.9.30	5			R5.10.1	R10.9.30	5			高橋 精	③	A		○				①	
13	大山町	西坪	上外垣	247	畑	畑	普通畑	1,699.00	1,699.00	R5.10.1	R10.9.30	5			R5.10.1	R10.9.30	5			株式会社 D's プランニング	①	A,B,C		○				①	
14	大山町	所子	片吹	366-4	田	田	水田	1,701.00	1,701.00	R5.11.1	R8.10.31	3			R5.11.1	R8.10.31	3			青木 美伸	⑥	A		○				①	

33,456.00 33,456.00

注1 ①機構を介して賃料を受受。 ②地権者と耕作者が賃料を直接受受。

注2 ①認定農業者 ②認定新規就農者 ③基本構想水準到達者 ④地域計画に位置付けられた経営体 ⑤今後育成すべき農業者 ⑥その他

注3 A 同じ経営体と同じ農地を耕作する場合。 B 法人で経営体制に変更がない場合。 C 農地所有適格法人の場合。

注4 ①貸出借受が同時に行われる場合。 ②機構が地権者から借入れのみを行う場合。 ③既に機構が借入れした農地を貸付ける場合。 ④軽微変更の場合。